

生徒会各種規約

生徒会規約

第1章 総則

第1条 本会は、北海道東川高等学校生徒会と称する。（以下、「本会」と称する。）

第2条 本会の会員は、北海道東川高等学校の生徒とする。

第2章 目的

第3条 本会は会員が団体生活を自主的、自律的、創造的に営み、実践することを目的とする。

第3章 活動

第4条 本会は、その目的を達成するために次の活動を行う。

- （1）生徒会行事一般
- （2）文化、体育部活動
- （3）各委員会活動

第4章 生徒会執行部

第5条 生徒会執行部（以下、「執行部」と称する）の構成は、次のとおりとする。ただし、執行部員は原則として、常任委員、及び外局・HRの役員を兼任できない。

- （1）会長1名 （2）副会長1名 （3）書記1名
- （4）執行委員若干名 （5）監査1名

- 1 執行部員選出は、生徒会選挙管理規則による。
- 2 会長は、生徒会を代表し、会務の遂行にあたる。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはこれに代わる。
- 4 書記は、会務の記録にあたる。
- 5 執行委員は、会務の補佐にあたる。
- 6 監査は、監査業務の遂行にあたる。

第6条 執行部は次の事項を執行する。

- （1）総会への提出原案作成
- （2）予算・決算に関すること
- （3）常任委員会・外局関係の提出事項
- （4）規程・規則の改正案の作成
- （5）年間活動方針および計画の作成

(6) その他の必要事項

第7条 執行部会は、会長が招集する。

第8条 会長は、代議委員会の承認を得て、若干名の執行委員を補充することができる。

第5章 機関

第1節 総会

第9条 総会は、本会の最高議決機関であり、次の事項について、審議決定する。

- (1) 年間活動計画
- (2) 予算・決算の報告及び承認
- (3) 規約の改廃
- (4) 役員の不信任案議決
- (5) その他必要事項

第10条 総会は、会長が招集する。総会は、全会員の3分の2以上をもって成立し、議決は出席会員の過半数の賛成を必要とする。ただし、賛否同数の場合は議長の決するところによる。

第11条 定期総会は、毎年5月に行う。ただし、次の事項に該当する場合は臨時総会を開くことができる。

- (1) 緊急を要し、会長が必要と認めた場合
- (2) 代議員会が必要と認めた場合
- (3) 会員の3分の1以上の要求があった場合

第2節 代議員会

第12条 代議員会は、総会につぐ議決機関であり、次の事項について、審議・決定する。

- (1) 総会原案
- (2) 執行部の提案事項
- (3) HRの提案事項
- (4) その他必要事項

第13条 代議員会は、各HR室長・副室長で構成する。

第14条 代議員会は、代議員の3分の2以上の出席をもって成立し、その議決は過半数の賛成を必要とする。

第15条 代議員会は次の場合に、招集する。

- (1) 執行部の要請があった場合
- (2) HRの要請があった場合
- (3) 全会員の10分の1以上の要請があった場合

第3節 常任委員会

第16条 本会には、次の常任委員会をおく。

(1) 生活委員会 (2) 保健委員会 (3) 体育委員会 (4) 文化委員会

第17条 各常任委員会は、各HRから2名ずつ選出した委員で構成する。

第18条 各常任委員会は、委員長1名、副委員長1名を委員で互選によって選出する。

第19条 各常任委員会は、主として次の任務を行う。

- (1) 生活委員会 校内、校外の生活規律に関すること
- (2) 保健委員会 校内、校外の環境美化、衛生に関すること
- (3) 体育委員会 体育活動に関する計画、運営に関すること
- (4) 文化委員会 文化活動に関する計画、運営に関すること

第4節 外局

第20条 本会には、次の外局を設ける。

(1) 放送局 (2) 図書局 (3) 編集局

第21条 外局は、各HRから以下のとおりに選出した委員で構成する。

(1) 放送局員1名 (2) 図書局員2名 (3) 編集局員1名

第22条 外局は、次の役員をおく。ただし、局員で互選によって選出する。

- (1) 局長1名、副局長1名
- (2) その他必要な役員

第5節 HR

第23条 HRは全会員が所属する本会活動の基礎単位であり、本会に関わるすべての事項について討議し、各機関にHRから提案を行うことができる。

第24条 HRは、次のHR役員を置き、自主的なHR活動を行うことができる。

- (1) 室長(1名・代議員を兼任)
- (2) 副室長(1名・代議員を兼任)
- (3) HR運営委員(3名)
- (4) その他のHR活動に必要な係

第6節 部・同好会

第25条 会員は、部・同好会規程に基づき、部・同好会に所属する。

第26条 会員は、部・同好会規程に基づき、部・同好会を新設することができる。

第27条 部の派遣については、派遣規程による。

第7節 選挙管理委員会

第28条 選挙管理委員は各HRから1名選出し、その活動は生徒会選挙管理規則による。

第8節 監査業務

第29条 監査業務は、監査を中心に執行部で行う。

第30条 監査は、本会活動全般の監査、及び本会各機関の会計・備品の監査を年2回実施し、代議員会・総会等にその結果を報告する。

第6章 会計

第31条 本会の会費は、年額8,400円とする。

第32条 本会の経費は、生徒会費、事業収入、寄付金等の収入をもって充てる。

第33条 本会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第34条 予算は執行部が編成し、代議員会の議決を経て、定期総会の承認を得る。

第35条 決算は、定期総会で報告を行い承認を得る。

第7章 役員・委員の任期

第36条 執行部及び各委員・各外局員・HR役員の任期は、次のとおりとする。

(1) 執行部

10月1日から翌年9月30日

(2) 各常任委員・各外局員

4月1日から翌年3月31日

(3) HR役員・代議員

前期＝4月1日から9月30日

後期＝10月1日から3月31日

第8章 解任

第37条 本会員の3分の1以上が、役員の解任を要求した時は、総会において3分の2以上の賛成を必要とする。

第9章 指導助言

第38条 本会の諸活動は、各顧問教師の指導助言のもとに行われ、校長の承認を得る。

第10章 規約の改正

第39条 本規約の改正は、代議員会の承認を得た後、総会において3分の2以上の承認を得なければならない。

第40条 本規約以外の規程・規則の改正、補足については、代議員会において行う。
ただし、その発議は次のとおりとする。

(1) 会員の10分の1以上の要請。

(2) 執行部からの要請。

付則

- 1 本規約は、昭和37年4月から施行する。
- 2 本規約は、昭和52年4月改正、施行する。
- 3 本規約は、昭和56年4月改正、施行する。
- 4 本規約は、昭和57年2月改正、施行する。
- 5 本規約は、昭和60年4月改正、施行する。
- 6 本規約は、昭和62年3月改正、4月施行する。
- 7 本規約は、平成4年2月改正、施行する。
- 8 本規約は、平成13年4月改正、施行する。
- 9 本規約は、平成17年4月改正、施行する。
- 10 本規約は、平成18年4月改正、施行する。
- 11 本規約は、平成20年4月改正、施行する。
- 12 本規約は、平成23年10月改正、施行する。
- 13 本規約は、令和 5年3月改正、施行する。

生徒会選挙管理規則

第1章 総 則

第1条 この規則は、本校生徒会発展の原動力となる生徒会執行部員を公正な選挙で選ぶことを目的とする。

第2条 すべての生徒は選挙権を有し、1・2年生は被選挙権を有する。

第2章 選挙管理委員会

第3条 第1条の目的を達成するため生徒会規約第5章第7節第28条に基づき、各HRより1名ずつ選出された選挙管理委員で構成される選挙管理委員会が設けられる。

第4条 選挙管理委員は、役員に立候補したり選挙運動をすることはできない。

第5条 選挙管理委員会には、選挙管理委員の互選により選出される選挙管理委員長及び選挙管理副委員長をおく。

第3章 選 挙

第6条 選挙は、会員の無記名投票によって毎年9月に行うものとする。

第7条 選挙において、会長1名、副会長1名、書記1名、執行委員若干名、監査1名を選出するものとする。

第8条 役員に立候補する者は、責任者1名を列記した立候補届を選挙管理委員会に提出しなければならない。

第9条 選挙の告示は投票日の10日以前とし、その内容は次のとおりとする。

- (1) 立候補受付期間
- (2) 立ち会い演説会の日時・場所・個人演説会の場所等
- (3) 投票の日時・場所
- (4) 開票の日時・場所
- (5) その他必要事項

第10条 対立候補者がいない場合は、信任投票を行い、投票数の過半数の得票をもって信任とする。

第11条 開票は投票日に即日行い、選挙管理委員会がその業務にあたる。

第12条 選挙管理委員会は、開票の結果を全会員に公表しなければならない。

第13条 選挙後6ヶ月以内に役員に欠員が生じた場合は、補充選挙を行う場合がある。
補充選挙で選出された者の任期は前任者の残任期間とする。

第14条 この規則に定めのないことについては、選挙管理委員会の決定による。

付 則

- 1 本規則は、昭和 5 3 年 4 月 1 日より施行する。
- 2 本規則は、平成元年 4 月改正、施行する。
- 3 本規則は、平成 8 年 5 月改正、施行する。
- 4 本規則は、平成 1 3 年 4 月改正、施行する。
- 5 本規則は、平成 1 6 年 4 月改正、施行する。
- 6 本規則は、平成 1 7 年 4 月改正、施行する。
- 7 本規則は、平成 1 8 年 4 月改正、施行する。
- 8 本規約は、令和 5 年 3 月改正、施行する。

部・同好会規程

第1章 総則

第1条 本規程は生徒会規約第5章第6節第25条、第26条に基づき、部・同好会の活動について規定したものである。

第2条 部・同好会の構成は生徒会会員の愛好者によって組織され生徒会に属する。

第3条 部・同好会の活動は、それぞれの分野において互いに協力し、個性・能力の伸長を図るとともに豊かな趣味と教養をもって充実した学校生活を送ることを目的とする。

第2章 部の継続、新設及び解散

第4条 既存の部にあっては、部員がいる場合は継続とする。部員が0名になり、翌々年度の生徒総会までに入部者がいない場合、原則として廃部とする。

第5条 部の新設を希望するときは次のとおりとする。

(1) 1年間の同好会活動の実績があること。

(2) 人数は、団体はエントリー可能人数、個人は4名以上を満たしていること。

第6条 第5条の条件を満たした同好会が部の新設を希望する場合には、部設立願を執行部に提出し、代議員会の承認を必要とする。

第7条 部の新設は、年度当初とし、年度途中は認めない。

第8条 継続及び新設を認められた部は、活動計画に必要事項を記入して執行部に提出しなければならない。

第9条 部・同好会は、生徒会の目的及び諸規程に違反したと認められた場合は、代議員会において活動停止または解散させられる場合がある。

第10条 第9条により処置を受けた部・同好会が処置に対して異議ある場合は、処置を受けた日より1週間以内に代議員会に再審議を要求することができる。

第11条 再審議を認められた場合、当該の部・同好会の代表者は代議員会に出席して意見を述べることができる。

第3章 部の構成、運営・予算

第12条 部は、生徒会会員からなる部員によって構成され、部員名簿を執行部に提出しなければならない。

第13条 部は、顧問をおき指導、助言を受けて効果的な運営活動をする。

第14条 部は、次の役員を互選により選出し執行部に届ける。

(1) 部長1名 (2) 副部長若干名

体育系は必要に応じてマネージャーを置くことができる。

第15条 部長は顧問と密接な連絡をとり、部の責任者として効果的な活動の推進に努める。

第16条 副部長は、部長を補佐する。

第17条 部長は会計も兼任し、出納の任にあたり執行部会計と連絡を密にする。

第18条 会員の入退部は、別紙に必要事項を記入して顧問を経て執行部に提出する。

第19条 部員以外の者は、顧問、部長の許可なく活動に参加することはできない。

第20条 部に関係する支出は以下のとおりとする。

(1) 経費は生徒会会計から支出されるが、旅費については派遣規程に定める。

(2) 登録料は、団体登録料を支出する。

第21条 部予算の使用は、次のとおりとする。

(1) 部は、指定した日時までに年間の予算申請書を提出する。

(2) 物品購入の際は、請求書を提出し現金の支出を受け、領収書を生徒会会計に提出する。

(3) 購入物品の変更は原則として認めない。

第22条 予算の次年度への繰り越しは認めない。

第23条 部は、顧問の承認を得て必要に応じて部員から部費を徴収することができる。

ただし、部費の管理は顧問が行うものとする。

第24条 部は、監査の実施に際して、決算報告書及び備品を確認することがある。

第4章 同好会

第25条 同好会は、本校職員の顧問と生徒会会員の愛好者で組織・運営される。

第26条 同好会の新設を希望するときは次のとおりとする。

(1) 会の目的は、原則として高体連・高文連・高野連に出場できる部、またはそれに準ずる活動をする部を創立するためとし、そのための継続期間は1年とする。

(2) 会を設立するための人数は、第5条(2)を満たすものとする。

第27条 会の設立は、別紙に必要事項を記入して執行部に届けなければならない。

第28条 同好会の経費は生徒会より支出されない。

第29条 これに定める以外は、代議員会の決定を必要とする。

第5章 改正

第30条 この規程の改正は代議員会の審議を経て過半数の賛成を必要とする。

付則

- 1 本規程は、昭和 5 3 年 4 月 1 日より施行する。
- 2 本規程は、昭和 5 6 年 4 月 1 日改正、施行する。
- 3 本規程は、昭和 5 7 年 2 月 2 4 日改正、施行する。
- 4 本規程は、平成 9 年 3 月改正、施行する。
- 5 本規程は、平成 1 3 年 4 月 3 日改正、施行する。
- 6 本規程は、平成 1 9 年 4 月 1 1 日改正、施行する。
- 7 本規程は、平成 3 0 年 3 月 1 4 日改正、施行する。
- 8 本規約は、令和 5 年 3 月改正、施行する。
- 9 本規程は、令和 6 年 3 月 1 4 日改正、施行する。

対外行事参加規程

第1章 総則

第1条 本規程は生徒の対外行事への参加について規定したものである。

第2条 生徒が対外行事に参加する場合には校長の承認を必要とする。

第2章 参加の手続き

第3条 対外行事に参加しようとする場合には、顧問から1週間前に開催要項、対外活動計画書、参加承諾書等の関係書類を添え、生徒指導部を経由して校長に提出し、その許可を得ること。

第3章 参加の条件

第4条 生徒が参加できる行事は次のとおりとする。

- (1) 高体連の主催する大会
- (2) 高野連の主催する大会
- (3) 高文連の主催する大会
- (4) 国民スポーツ大会

ア) 旭川地区大会の場合は認める。

イ) 全道大会については審議を要する。

- (5) その他必要と認めた大会。ただし、支部大会を原則とし、全道・全国大会は審議を要する。

第5条 参加制限は次のとおりとする。

- (1) 成績不振（「評価1（CCC）」が1科目以上）の生徒は参加できない。
- (2) 特別の事情がある生徒については別途審議する。

第6条 旭川市内（美瑛、当麻、鷹栖、東神楽を含む）で行う練習試合への参加は、次のとおりとする。

- (1) 授業に支障のない日時に行われるものとする。
- (2) その他必要と認めた場合、別途審議し、職員会議にて了承を受け、校長がこれを決定する。
- (3) 旭川市外で行う練習試合については、合宿規程に定める。

第7条 参加日程は、次のとおりとする。

- (1) 参加日数は必要最小限のものとする。
- (2) 出発日は、当日の受付時刻までの到着を原則とする。遠隔地において受付時刻までに到着できない場合は、前日に到着できるようにする。
- (3) 競技終了後、直ちに帰校することを原則とする。

第4章 その他

第8条 対外行事に参加する旅費については、派遣規程による。

付則

- 1 本規程は、平成27年4月 1日改正、施行する。
- 2 本規約は、令和 5年3月改正、施行する。
- 3 本規程は、令和 6年3月14日改正、施行する。

派遣規程

第1章 総則

第1条 本規程は、派遣費の支出を規定するものである。

第2条 派遣費の支出にあたっては、生徒会の承認を必要とする。

第2章 派遣費支出の手続き

第3条 派遣費を請求する部は、1週間前までに開催要項を添付して、所定の申請書に必要事項を記入して生徒会に提出する。

第3章 派遣日程

第4条 派遣日程は、対外行事参加規程第3章第7条のとおりとする。

第4章 支出の条件

第5条 派遣費支出の対象となる大会は次のとおりとする。

(1) 高体連の大会、高野連の大会、高文連の大会、及びその他必要と認めた大会、発表会、研究会等の支部予選大会。ただし、派遣費支出は年2回までとする。

(2) 支部予選を行わない種目にあつては、全道大会をこれに充てる。

第6条 派遣費を支出する人員は大会の登録者とマネージャー1名とする。

第7条 前条以外の部員を参加させる場合は顧問会議の承認を得なければならない。

第5章 支出の内容

第8条 交通費は実費を支出する。ただし、旭川市内の大会の場合は支出しない。

第9条 宿泊費は1泊5,000円、最大3泊分を補助する。

付則

- 1 支部予選を通過して全道、全国大会出場の場合は本規程を適用しない。
- 2 本規程の改廃は、代議員会の承認を得なければならない。
- 3 本規程は、昭和５３年５月９日より施行する。
- 4 本規程は、昭和５６年４月１日改正、施行する。
- 5 本規程は、昭和５７年２月２４日改正、施行する。
- 6 本規程は、昭和６０年４月改正、施行する。
- 7 本規程は、平成４年２月１７日改正、施行する。
- 8 本規程は、平成１５年４月１日改正、施行する。
- 9 本規程は、平成２３年４月１日改正、施行する。
- 10 本規程は、平成２７年８月２８日改正、施行する。
- 11 本規程は、平成２９年２月２０日改正、施行する。
- 12 本規約は、令和 ５年３月改正、施行する。

合宿規程

第1条 本規程は、部・同好会規程第1章第3条に基づき、目標ある計画を立て、日常達成できなかった技能を修得させ、共同生活を通じて協調性を養うことを目的とする。

第2条 合宿を行う場合には、顧問から1週間前に開催要項、対外活動計画書、参加承諾書等の関係書類を添え、生徒指導部を経由して校長に提出、許可を得る。

第3条 合宿を行う場合は、次のとおりとする。

- (1) 授業に支障のない日時に行われるものとする。
- (2) 合宿は年3回、年間累計10日以内とする。
- (3) 前項の条件を越える場合、別途審議し、職員会議にて了承を受け、校長がこれを決定する。
- (4) 許可された者以外の宿泊は認めない。
- (5) コーチ等は校長の承認を得た者に限り合宿に参加することを認める。

付則

- 1 本規程は、平成27年4月1日改正、施行する。
- 2 本規程は、平成30年4月6日改正、施行する。
- 3 本規程は、令和5年3月改正、施行する。

慶弔規程

第1章 総則

第1条 本規程は、会員の慶弔に関して定めたものである。

第2章 慶弔内容

第2条 慶弔費は一般会計から支出する。

第3条 慶弔費は、次の場合に支出する。

- | | |
|-----------------------|------------|
| (1) 会員の死亡 | 5, 0 0 0 円 |
| (2) 会員の両親又はこれに替わる人の死亡 | 5, 0 0 0 円 |
| (3) 会員の火災、災害 | 3, 0 0 0 円 |

第4条 本規程に定めのない場合は、代議員会において協議の上決定する。

付則

- 1 本規程は、昭和50年4月1日から施行する。
- 2 本規程は、平成4年2月17日改正、施行する。
- 3 本規程は、平成8年5月改正、施行する。
- 4 本規程は、令和5年3月改正、施行する。